

日本原子力発電が締結した安全協定にならい、各電力会社は「事前了解権」(同意権)を原発周辺自治体に認めるよう求める決議

日本原子力発電は2018年(平成30年)3月29日、東海第2原発(茨城県東海村)の再稼働や延長運転に際し、立地自治体の東海村に加え、水戸市など周辺5市にも「実質的な事前了解権」を認めるとする新たな安全協定を結んだ。「事前了解権」(同意権)を周辺自治体まで拡大して盛り込んだ安全協定は、全国で初めてであり、私たち脱原発をめざす首長会議は、この安全協定締結を高く評価する。

そのうえで以下の2点を原発事業者および政府に強く求めるものである。

- (1) 原発事業者であるすべての電力会社は、東海第2原発をめぐる安全協定と同じく、周辺自治体への「事前了解権」(同意権)を認める安全協定を速やかに締結する。
- (2) 政府は、各電力会社に対し、原発の再稼働や延長運転にあたっては、少なくとも半径30キロ圏内の自治体の「事前了解権」(同意権)を認める安全協定を締結するよう促すとともに、「事前了解権」(同意権)を再稼働などの要件とする法整備を進める。

2018年4月28日
脱原発をめざす首長会議